

消費税改正に伴う労働保険事務組合事務委託手数料改定のご案内

横浜商工会議所では、事業主の皆様にご代わって雇用保険の届出、保険料の申告納付など、複雑な事務をお引き受けする団体として、労働保険事務組合を設置しております。

当組合では、事務委託事業所の雇用保険被保険者数に応じて、事務委託手数料を徴収しており、10月1日より実施されました消費税率の引き上げに伴い、同委託手数料の月額料金を下記の通り改定させて頂くこととなりましたので、ご案内申し上げます。

記

雇用保険被保険者数	月額料金
0名～4名	1,980円
5名～15名	3,960円
16名～30名	5,940円
31名以上	198円×雇用保険被保険者数

※月額料金・消費税込

《 お問合せ先 》

横浜商工会議所 労働保険事務組合
(中小企業相談部内)

TEL : 045-671-7450 / FAX : 045-671-7496